



東広島市一般不妊治療費助成のご案内



東広島市では、子どもを産み育てたいと願うご夫婦に、治療費の一部を助成する事業を行っています。治療費助成についてのご相談にも対応いたしますので、お問い合わせください。

助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす方です。（特定不妊治療費助成を受けた方でも申請可能です。）

- （１） 一般不妊治療を開始した時点で、夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含む）であること。
- （２） 助成を受けようとする期間に、夫婦のどちらかが東広島市に住所を有していること。
- （３） 市税（市民税等）の滞納がないこと。

助成の対象治療等

一般不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く不妊治療）

- ・ タイミング療法
- ・ 人工授精
- ・ 男性に対して行う不妊治療
- ・ 薬物療法（一般不妊治療を行っている医師の処方によるもの）
- ・ その他不妊の治療に必要な手術
- ・ 治療開始前または開始後に実施した治療のために必要な検査

※ 診療科名中に産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科を有する病院又は診療所において不妊の治療のために行う医療が対象となります。

※ 医療保険適用の有無は問いません。

※ 医療機関（または調剤薬局）での証明が取れる治療の範囲で、民間療法は含まれません。

※ 文書料、食事代、個室料等の直接治療に関わらないものは含まれません。

※ 夫婦以外の第三者からの卵子、精子の提供による治療は該当になりません。

◎ 体外受精、顕微授精については、広島県特定不妊治療費助成制度の対象治療となります。

対象医療機関

一般不妊治療を実施している国内の医療機関です。海外で治療を受けた場合は対象になりません。

申請・お問い合わせ先

出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」

東広島市役所 2階 こども未来部 こども家庭課内

住所：〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話：082-420-0407

FAX：082-424-1678



助成期間

24か月以内（妊娠成立または治療終了の時期が24か月に満たない場合は、そこまでの期間）

※ 一般不妊治療費助成金の交付を受けた夫婦が妊娠に至り、再び一般不妊治療を行う場合、助成期間は再び2年間（24か月）とします。

※ 医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合、助成対象期間である2年間（24か月）から該当中断期間の日数を延長することができます。（要診断書）

助成金額

妻の年齢	助成金額
35歳未満の場合	夫婦1組当たり1年に5万円まで（24か月の累計上限10万円） ※自己負担額が5万円未満の場合は自己負担額を助成
35歳以上の場合	夫婦1組当たり1年に2万5千円まで（24か月の累計上限5万円） ※自己負担額が2万5千円未満の場合は自己負担額を助成

ア 妻の年齢は、申請しようとする助成対象期間の治療開始時の年齢とします。

※令和2年度の新型コロナウイルスによる特例措置対象者の場合は助成金額が異なります。

イ 院外処方に要した費用も対象となります。

ウ 複数の医療機関（又は薬局）を受診した場合、その医療費（調剤費を含む）を合算できます。

エ 広島県が実施する不妊検査費等助成を受けた場合は、その助成額を除いた額が助成対象となります。

オ 広島県以外が実施する他の補助制度（転入前の他自治体など）と重複した申請はできません。

申請書類等

(1) 提出する書類

① 東広島市一般不妊治療費助成申請書

② 東広島市一般不妊治療費助成申請証明書

③ 夫婦であることを証明できる書類

④ 住民票等の住所を確認できる書類

⑤ 市民税等の滞納がないことが確認できる書類

⑥ その他市長が必要と認める書類

⑦ （申請者以外の口座へ振り込む場合）委任状

⑧ 広島県の一般不妊治療費助成を受けた場合、その決定通知書と不妊検査費等助成に係る証明書の写し

※ 夫婦が同一世帯にない場合、および、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女については、別に書類の提出を求める場合があります。詳しくはお問い合わせください。

①、②について、広島県の一般不妊治療費助成を受けた場合、助成対象期間が異なることがあります。詳しくはお問い合わせください。

③、④、⑤については、夫婦が同一世帯で、東広島市に住民票があり、申請者の同意を得たのち、市が保有する情報で把握できる場合は提出不要です。

(2) 申請様式の入手方法

- ・東広島市役所こども家庭課内 出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」の窓口で配布
- ・東広島市のホームページからダウンロード

(3) 医療機関等で記入を求める書類

『東広島市一般不妊治療費助成申請証明書』は医療機関（又は調剤薬局）に作成を依頼する必要があります。作成に時間を要す場合がありますので、早めに依頼をしてください。



申請期限

1月1日から12月31日までを1年分として区切り、1年分をまとめて翌年の3月31日までに申請してください。

ただし、次の場合は、その時点で早めに申請してください。

ア 一般不妊治療を終了し、それ以降一般不妊治療を行う予定がない場合。

(妊娠成立、特定不妊治療へのステップアップなど)

イ 1年間の助成申請額が5万円(妻の年齢が35歳以上の場合は2万5千円)を超えた場合。

ウ 申請期限前に市外転出することにより、申請時に東広島市に住所を有しなくなる場合。

(市外転出前に申請してください。)

※広島県の助成事業を併用される方の申請期限は、上記とは異なります。詳しくはお問い合わせください。

書類の提出先

東広島市役所 2階 こども家庭課内

東広島市出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」に直接提出してください。

(支所、出張所での提出はできません。)

助成の決定について

書類審査後、結果を郵送で通知します。

助成決定の場合は、申請書受理日から、2か月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。

※ 広島県で実施している不妊検査費等助成事業について

広島県ホームページ

申請窓口：広島県西部東保健所保健課 (082-422-6911)

こちらの二次元コードでご確認ください。 →



